

## 議案第53号

### 飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第25条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第14条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー

一、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第20条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第21条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第43条中「第4条第1号及び第2号」を「第4条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第1項中「の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第2項中「（以下「施行日」という。）」を削り、「、施行日」を「、この条例の施行の日」に改める。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）」を付する。

附則第5項中「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第20条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第13条、第20条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第21条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第8条の規定により、当該家庭

的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第14条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第14条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保</p>

育事業所等の職員（家庭的保育事業所等の管理者を含む。以下同じ。）の病  
気、休暇等により保育を提供するこ  
とができない場合に、当該家庭的保育事  
業者等に代わって提供する保育をい  
う。以下この条において同じ。）を提  
供すること。

(3) 省略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代  
替保育の提供に係る連携施設の確保が  
著しく困難であると認める場合であつ  
て、次に掲げる要件の全てを満たすと認  
めるときは、前項第2号の規定を適用し  
ないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携  
協力を行う者との間でそれぞれの役  
割の分担及び責任の所在が明確化さ  
れていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の  
業務の遂行に支障が生じないように  
するための措置が講じられているこ  
と。

3 前項の場合において、家庭的保育事業  
者等は、次の各号に掲げる場合の区分に  
応じ、それぞれ当該各号に掲げる者を第  
1項第2号に掲げる事項に係る連携協  
力を行う者として適切に確保しなけれ  
ばならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的  
保育事業等を行う場所又は事業所（次  
号において「事業実施場所」という。）

育事業所等の職員（家庭的保育事業所  
等の管理者を含む。以下同じ。）の病  
気、休暇等により保育を提供するこ  
とができない場合に、当該家庭的保育事  
業者等に代わって提供する保育をい  
う。）を提供すること。

(3) 省略

以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第25条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(食事の提供の特例)

第14条 省略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 省略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第20条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第21条第2項に規定する家庭的

(食事の提供の特例)

第14条 省略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 省略

保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(連携施設に関する特例)

第43条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第4条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、この条例の施行の日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第13条、第20条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第21条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第26条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第30条及び第46条において準用する

(連携施設に関する特例)

第43条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第4条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第13条、第20条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第21条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第26条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第30条及び第46条において準用する場合を

場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第30条及び第46条において準用する場合を含む。)、第27条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第41条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第42条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

### 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に

家庭的保育事業(第20条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第13条、第20条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第21条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第8条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福

含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第30条及び第46条において準用する場合を含む。)、第27条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第41条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第42条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

社施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 第29条及び第45条の規定の適用については、第21条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第29条第1項及び第45条第1項に規定する保育従事者とみなす。

6 小規模保育事業C型にあつては、第33条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

7 省略

8 省略

9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

4 第29条及び第45条の規定の適用については、第21条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第29条第1項及び第45条第1項に規定する保育従事者とみなす。

5 小規模保育事業C型にあつては、第33条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

6 省略

7 省略

8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、

1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第27条第2項又は第42条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 省略

1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第27条第2項又は第42条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 省略

(食事の提供の特例)

第十六条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 一三 (略)

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から

調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、ブトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができる者として市町村が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第二条第二項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十三条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三条第一項

(食事の提供の特例)

第十六条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 一三 (略)

(新設)

調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、ブトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができる者として市町村が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第二条第二項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十三条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三条第一項

る部分に限る。)、第二十三条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第四十三号(調理室に係る部分に限る。)、及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四号(調理室に係る部分に限る。)、及び第五号(調理室に係る部分に限る。))並びに第四十七条第一項本文(調理員に係る業務に限る。)(の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)(の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二号(調理設備に係る部分に限る。)(及び第二十三号第一項本文(調理員に係る部分に限る。)(の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。))により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九号第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。))及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四号第一項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第四十七条第一項本文(調理員に係る業務に限る。)(の規定は、適用しないことができる。

(新設)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

# 参考

○厚生労働省令第61号  
 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成三十年四月二十七日  
 厚生労働大臣 加藤 勝信  
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令  
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)                  第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七條第一項、第十四條第一項及び第五項、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)以下「特区法」という。)第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六條第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>(保育所等との連携)                  第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七條第一項、第十四條第一項及び第五項、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)以下「特区法」という。)第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六條第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

- 一 (略)
  - 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
  - 三 (略)
- 2) 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。
    - 一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - 二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
  - 3) 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
    - 一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合。第二十七條に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
    - 二 事業実施場所において代替保育が提供される場合。事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- (新設)
- 一 (略)
  - 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
  - 三 (略)
- (新設)